

社会福祉法人滋賀同仁会
評議員及び役員
報酬等支給基準規程

社 会 福 祉 法 人
滋 賀 同 仁 会

社会福祉法人滋賀同仁会 評議員及び役員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀同仁会（以下「法人」という。）定款第8条の規定により、法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 役員等が、評議員会、理事会等の会議に出席したときは、日額報酬として、10,000円を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

2 理事長にあつては前項の規定に関わらず、月額報酬として、50,000円を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

2 この規程の施行日前日において、副理事長の職にある者の施行日月の報酬は、改正前の定款施行細則（平成11年12月20日施行）に定める額とする。